

平成27年国勢調査速報

平成27年10月1日を調査の基準日として実施した、国勢調査の「人口速報集計」の結果をお知らせします。

地区	人口				世帯数			
	平成27年	平成22年	増減数	増減率	平成27年	平成22年	増減数	増減率
村上	28,021	29,186	△1,165	△4.0	10,937	10,655	282	2.6
荒川	10,233	10,678	△445	△4.2	3,515	3,509	6	0.2
神林	8,780	9,385	△605	△6.4	2,662	2,631	31	1.2
朝日	9,618	10,621	△1,003	△9.4	2,859	2,973	△114	△3.8
山北	5,811	6,557	△746	△11.4	2,166	2,290	△124	△5.4
合計	62,463	66,427	△3,964	△6.0	22,139	22,058	81	0.4

※表中の△符号は負数(マイナス)を表します
 ※増減率の単位は%です

速報段階での市独自の集計によるものなので、後日総務省から公表される「確報値」と異なる場合があります



●問い合わせ 政策推進課情報化推進室 ☎53-2111(内線501)

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

これらの手当は、在宅の障がい者や障がい児に支給するもので、受給するには申請が必要です。身体障害者手帳や療育手帳などが無くても申請できますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる人	20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童
支給額	月額 26,620円 月額 26,830円(4月分から)	月額 14,480円 月額 14,600円(4月分から)
支給月	2月・5月・8月・11月	
必要なもの	個人番号カードまたは通知カード 本人確認書類(個人番号カードの場合不要) 委任状(代理申請の場合) 特別障害者手当認定請求書 所得状況届 同意書 医師の診断書(指定様式) 世帯全員の住民票 年金などの証書 前年の年金などの金額がわかるもの 本人名義の預金通帳	個人番号カードまたは通知カード 本人確認書類(個人番号カードの場合不要) 委任状(代理申請の場合) 障害児福祉手当認定請求書 所得状況届 同意書 医師の診断書(指定様式) 世帯全員の住民票 本人名義の預金通帳
所得制限	受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの間は支給停止となります。	
受給資格がなくなる時	施設に入所したとき 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院したとき	施設に入所したとき

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線245)または各支所地域振興課地域福祉室